

情 個 審 答 申 第 1 号
令和4年（2022年）6月3日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市個人情報保護条例第28条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年（2021年）3月30日付け、中総企発第483号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

被相続人の件についてどれだけの人が情報共有しているのかが分かる文書の個人情報一部開示決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った個人情報一部開示決定については妥当である。しかしながら、その理由の提示は、熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号。以下「条例」という。）第18条第4項に違反するものであることから、決定を取り消し、実施機関において改めてその理由を具体的かつ明確に提示した上で個人情報一部開示決定をすべきである。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和2年（2020年）4月10日、審査請求人が条例に基づき、被相続人の件についてどれだけの人が情報共有しているのかが分かる文書等の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をしたことに対し、同年5月19日、実施機関は、個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 同年11月2日、審査請求人は、本件開示請求のうち「被相続人の件についてどれだけの人が情報共有しているのか」についての個人情報一部開示決定を不服として、本件処分の取消しを求めて審査請求書を実施機関に提出した。
- 3 なお、死者に関する個人情報について、死者である被相続人から相続した財産に関する情報として相続人から請求があった場合や、請求者自身が保有する情報であると考えられる情報又は社会通念上請求者自身が保有する情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報の請求があった場合は、相続人等から条例第13条第1項に規定する自己に関する個人情報として開示請求することが認められている。今回、被相続人は本件開示請求時点では死亡しているため、相続人である審査請求人が自己の個人情報として請求を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が、令和2年（2020年）11月2日付け審査請求書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 一部開示決定された相談支援記録では、虐待ケースコア会議の出席者が黒塗りとなっているため、被相続人の件にどれだけの人が情報を共有しているのかが不明瞭である。

- (2) 一部開示決定した理由は、「被相続人の件についてどれだけの人が情報共有しているのか」に係る文書については、当てはまらない。
- (3) 審査請求人はどれだけの人数が情報共有しているのかを尋ねているのに、「当該事務又は将来の同種の事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められる」ことを理由としているが、「数・どれだけの人が」との審査請求人の問いは事務の適正な執行には支障がないので取消しを求める。

2 実施機関の主張

実施機関が、令和2年（2020年）12月4日付け弁明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求は「被相続人の件についてどれだけの人々が情報を知っているのか」との内容であり、具体的な人数を尋ねているものではないと判断した。
- (2) 人数を示した文書は存在しないが、情報共有者が記載された文書として、被相続人の状況を記録した相談支援記録を開示した。
- (3) 相談支援記録には、熊本市職員以外の関係者についても記録されており、開示することによって、当該事務又は将来の同種の事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあると判断したため、条例第15条第2号に基づき個人情報一部開示決定をしたものである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている自己に関する個人情報

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている個人情報は、「被相続人の件についてどれだけの人が情報を共有しているかが分かる文書」として一部開示された、被相続人に関して行われた虐待ケースコア会議についての相談支援記録（以下「本件自己情報」という。）である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件自己情報について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。なお、本件自己情報の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討した。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 条例第15条第2号該当性

審査請求人及び実施機関の主張を踏まえ、本件自己情報が条例第15条第2号に該当するとして一部不開示とした判断の妥当性について以下検討する。

条例第15条第2号は、個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等を伴う事務に関する個人情報であって、開示をすることにより当該事務又は将来の同種の事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるものについて、開示しないことができることを定めたものである。

本件自己情報は、被相続人の状態や相談事項、被相続人に対する実施機関の支援内容や方針等が記載されている相談支援記録の一部であり、個人の評価等を伴う事務に関する個人情報に当たるといえる。そこで、本件自己情報を開示することにより当該事務又は将来の同種の事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるかどうかを検討する。

まず、虐待ケースコア会議がどのような会議なのか実施機関に確認したところ、これは熊本市職員のほか専門的な知見を持つ関係機関の職員で構成されており、対象者の虐待の有無・緊急性の判断とそれに伴う方針を決定する内部的な会議であるとのことであった。そして、本件処分では、当該会議の出席者として熊本市職員の氏名は開示されているものの、関係機関の職員の氏名は不開示とされている。

そこで、本件自己情報を開示した場合に当該事務又は将来の同種の事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるかどうかを考えるが、当該会議の性質上、当該会議での決定事項は、対象者の関係者である親族等の意向に沿わないものが少なからずあると想定され、決定事項に対する不満が熊本市のみに留まらず会議出席者の関係機関の職員にまで及ぶ可能性があると考えられる。そのため、関係機関の職員の氏名が当然に開示されるとなれば、当該会議出席者が萎縮してしまい、専門的知見に基づく率直な意見表明がされなくなるおそれがあると考えられる。

したがって、本件自己情報を開示することは、当該事務又は将来の同種の事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるものと認められる。

なお、審査請求人は情報共有している人数を聞いているだけなので不開示事由に当たると主張する。確かに会議への参加人数が記載されているのであれば、その部分については開示することも考えられるが、本件自己情報には会議への参加人数の記載はなく、実際に会議に出席した者の氏名が記載されているため、やはり支障があるものといえる。

よって、本件自己情報が条例第15条第2号に該当すると判断した点は妥当である。

4 理由付記の妥当性

審査請求人において理由付記の記載内容は、本件自己情報の一部不開示決定については当てはまらなないと主張しているため、本件処分に係る理由付記の妥当性について以下検討する。

(1) 理由付記に関する定め

条例第18条第4項前段は、「実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。」と規定している。

その規定の趣旨は、実施機関の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせて不服の申立てに便宜を与える点にある。

そのため、要求される理由付記の程度は、単に不開示の根拠規定を示すだけでは足りず、条例第15条各号に記載される不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに開示請求者が了知しうる程度のものでなければならない（最高裁平成4年（行ツ）第48号同年12月10日）。

(2) 条例第18条第4項該当性

第4の3で述べたとおり、本件処分は条例第15条第2号に該当するため本件自己情報に対する不開示決定自体は妥当であったものの、本件処分の理由付記には「熊本市個人情報保護条例第15条第2号に該当」、「個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談に関する個人情報であって、当該事務又は将来の同種の事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるため」とその根拠規定を示すだけである。そのため、開示請求に係る情報について、その不開示情報がどのような性質の情報であり、どのような支障が生ずるおそれがあるのかなど、具体的かつ明確な理由の提示がなされたとは認められない。

以上のことから、本件処分は、開示請求者である審査請求人にとっては、どのような理由によって請求拒否の決定がなされたのかを了知できず、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求を行うに当たって具体的、効果的な主張をすることを困難にさせているものであるから、条例第18条第4項の要求する理由の提示の要件を欠くと言わざるを得ない。

したがって、本件処分は、条例第18条第4項に違反するものであり、取り消されるべきである。

5 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和３年（２０２１年） ３月３１日	熊本市長から諮問を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。
令和３年（２０２１年） ６月１１日	諮問の審議を行った。
令和３年（２０２１年） ７月２日	諮問の審議を行った。
令和３年（２０２１年） ８月６日	諮問の審議を行った。
令和３年（２０２１年） ９月３日	諮問の審議を行った。
令和３年（２０２１年） １０月１日	諮問の審議を行った。
令和３年（２０２１年） １１月１２日	諮問の審議を行った。
令和３年（２０２１年） １２月３日	答申案の審議を行った。
令和４年（２０２２年） １月７日	答申案の審議を行った。
令和４年（２０２２年） ２月４日	答申案の審議を行った。
令和４年（２０２２年） ３月４日	答申案の審議を行った。
令和４年（２０２２年） ６月３日	答申案の審議を行った。